

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

私は、結婚後義母に国民年金の加入手続をしてもらおうとともに、私の国民年金保険料を夫の分と一緒に集金人に納付してもらっていたが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間において60歳に到達するまで国民年金保険料を全て納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年9月8日に払い出されており、この手帳記号番号の払出日時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度分となる所、A市町村は、「申立期間当時、国民年金保険料の収納方法は集金人による集金であり、当該集金人は過年度分の保険料も集金していたと思われる。」と回答している上、申立人の義母が申立人の保険料と一緒に集金人に保険料を納付していたとされる申立人の夫について、申立期間以降の保険料が全て納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の義母が申立人の申立期間に係る保険料を遡って集金人に納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人及びその夫は、結婚後住所に変更は無く、上記の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年9月当時において、生活状況に大きな変化も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和48年1月は6万4,000円、同年5月から同年7月までは6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から同年8月1日まで

私が、A社B事業所（現在は、C社）で勤務していた期間のうち、昭和48年1月から同年7月までの期間について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料納付額と当時の賃金支給明細表に記載されている厚生年金保険料控除額が相違しているので調査の上、標準報酬月額の記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出したA社B事業所の賃金支給明細表において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、昭和48年1月は6万4,000円、同年5月から同年7月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時の資料は無く、不明である。」と回答しているほか、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賃金支給明細表で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、昭和 48 年 2 月及び同年 3 月の賃金支給明細表で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い額は、報酬月額に見合う標準報酬月額であることから、申立人の当該期間における標準報酬月額として認定される額は、報酬月額に見合う標準報酬月額であり、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できることから当該期間については特例法に基づく記録訂正をする必要は認められない。

また、申立人は、「昭和 48 年 4 月分の賃金支給明細表は、紛失して保管していない。」と供述している上、C 社は、「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、昭和 48 年 4 月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

このほか、当該期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から60年3月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から60年3月まで
② 昭和60年5月から同年12月まで

私が20歳になった頃、母が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に払っていたので、未納とされている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月18日にA市町村において払い出されており、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない上、上記の払出日時時点で、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人の昭和60年4月8日から同年5月25日までの厚生年金保険被保険者期間については、平成9年10月27日付けで追加変更された記録であることが確認できることから、当時、厚生年金保険加入に伴う国民年金の資格喪失、厚生年金保険離脱に伴う国民年金の資格再取得の届出が行われていなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、A市町村は「申立期間当時、B地区における国民年金保険料の収納方法は、主に集金人による集金であったが、当時の集金人に係る資料が保存されていないため詳細は不明である。」と回答しており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年11月まで

私は、昭和42年4月*日の結婚時にA市町村からB市町村に引っ越し、同年7月28日にB市町村役場C支所の職員から、国民年金には継続して加入しておく方がよい旨の連絡をもらったため、国民年金への任意加入手続を行った。国民年金保険料については、昭和42年4月から同年9月まではC支所で毎月納付し、同年10月から50年11月まではD郵便局又はE銀行F支店で毎月振込により納付するとともに、納付の都度領収証を国民年金手帳に貼り付けていた。当該手帳は紛失してしまったが、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、1回目の国民年金手帳記号番号(*)が、申立期間前の昭和40年6月26日にA市町村において旧姓で払い出され、その後、2回目の手帳記号番号(*)が、申立期間後の51年2月3日にB市町村において現在の姓で払い出されていることが確認できるとともに、1回目の手帳記号番号(*)に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、当該手帳記号番号は、2回目の手帳記号番号(*)に統合され、取り消されていることが確認できる。

しかしながら、2回目の手帳記号番号(*)に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びB市町村の国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和42年4月19日に国民年金被保険者資格を喪失し、50年12月17日に任意加入被保険者として資格を再取得していることが確認できる上、前出の二つの手帳記号番号以外に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡が確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、遡って保険料を納付することもできない期間に該当する。

また、前出の被保険者台帳(特殊台帳)及び被保険者名簿の全てにおいて、申立期間に係る国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

さらに、申立人は、「A市町村からB市町村G地区に引っ越した昭和42年4月から同年9月まで、B市町村役場C支所で毎月国民年金保険料を納付し、納付の都度、領収証を国民年金手帳に貼り付けていた。」と供述しているが、B市町村は、「国民年金保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式となったのは、昭和47年4月以降である。」と回答していることから、昭和42年当時、領収証を国民年金手帳に貼付していたとする申立人の供述と当時の納付方法は符合しない。

加えて、申立人は、「B市町村H地区に引っ越した昭和42年10月から50年11月まで、D郵便局又はE銀行F支店で毎月国民年金保険料を振込により納付していた。」と供述しているが、前出の回答に加え、B市町村は、「郵便局がB市町村収納代理金融機関に指定されたのは平成12年である。」と回答していることから、昭和42年10月から郵便局又は銀行で毎月国民年金保険料を納付していたとする申立人の供述と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月及び同年4月

私は、会社を辞めた際には必ず国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間についても国民年金に加入し、保険料を納付していたはずなので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞めた際には必ず国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」と供述している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号「*」は平成4年12月15日に払い出されていることが確認できる。ところ、i) A市町村（当時）の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同手帳記号番号により同年11月21日付けで国民年金被保険者資格を取得しており、それ以前に資格取得した記録が無いことが確認できること、ii) 申立人が所持する年金手帳によると、初めて被保険者となった日は、同じく「平成4年11月21日」と記載されていること、iii) 申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金未加入者であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、自分が行った。」と供述しているものの、申立人からは国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 26 日から 37 年 9 月頃まで

私は、昭和 36 年 3 月から 37 年 9 月頃まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間は、36 年 3 月 1 日から同年 3 月 26 日までとなっている。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のことを記憶している同僚の供述から、申立人の A 社における入退社の時期は特定できないものの、申立人は申立期間の一部期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社における従業員の厚生年金保険への加入状況を見ると、申立人と同じ部署で勤務した同僚の中には、入社日より後の日付で厚生年金保険に加入している者又は被保険者記録が無い者もいることから、当時、同社では何らかの事情により、従業員の厚生年金保険への加入の取扱いが人により異なっていた状況がうかがえる。

また、A 社は既に解散し、元事業主は死亡しており、元事業主の孫は、「当時の資料は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社の元取締役、申立人が記憶している当時の工場責任者及び同僚 3 人は、死亡又は連絡先が不明となっていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録において、昭和 36 年に行われた健康保険証の更新（8 月）及び算定基礎届（10 月）についての記載が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月16日から58年7月1日まで
② 昭和59年5月5日から62年3月1日まで

私は、A社（現在は、B社）を昭和55年6月16日に設立してから現在に至るまで同社の代表取締役を務めている。この間の58年6月1日に設立したC社（昭和59年3月24日解散）でも代表取締役を務めていた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、私の厚生年金保険の被保険者資格は、C社での昭和58年7月1日から59年5月5日までの期間と、B社での62年3月1日から現在までの期間の記録となっており、申立期間①及び②に係る被保険者記録が無い。

B社の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」（昭和62年3月25日付け）では、「資格取得（採用）年月日」欄に「昭和55年6月16日」と記入されているほか、同通知書と同日付けの「健康保険被扶養者届」の「被保険者の資格を取得した日」欄にも「昭和55年6月16日」と記入されていることから、その日から継続して健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは明白なので、被保険者記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

B社の商業登記簿によると、会社設立時の昭和55年6月16日から申立人がB社の代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和62年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、適用事業所名簿によると、B社の適用年月日はオンライン記録と一致しており、事業所記号及び事業所番号もそれぞれ届出順に記録され、不自然さは見当たらない。

さらに、B社が社会保険料を口座振替により納付していた口座からは、厚生年金保険の新規適用事業所となった最初の保険料（昭和62年3月分）が昭和

62年4月30日に引き落とされていることが確認できるが、それ以前の社会保険料引き落としについては確認できない。また、申立人が申し出た別の金融機関の口座については、同金融機関から銀行業務を引き継いだ金融機関は、62年2月以前については調査できない旨の回答があり、社会保険料引き落としについては確認できない。

なお、申立人は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」（昭和62年3月25日付け）及び「㊟健康保険被扶養者届」（同日付け）の被保険者資格取得年月日を会社設立年月日の昭和55年6月16日と記載し、それぞれ確認と認定を受けているので、その日から健康保険及び厚生年金保険に加入していることは明白であると申し立てている。しかし、社会保険事務所が、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」の資格取得年月日の「55年6月16日」を訂正消去せず、その上部に62年3月1日と日付を押印して資格取得年月日とし、「㊟健康保険被扶養者届」の被保険者の資格を取得した日の「55年6月16日」も訂正消去せず、認定年月日欄に62年3月1日と日付を押印し通知していることが確認できるものの、上記の事情を踏まえると、このことをもって、申立人が55年6月から厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたとはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月16日から58年7月1日まで
② 昭和59年5月5日から62年3月1日まで

私は、A社（現在は、B社）が昭和55年6月16日に設立されてから現在に至るまで同社の取締役を務めている。この間の58年6月1日に設立されたC社（昭和59年3月24日解散）でも取締役を務めていた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、私の厚生年金保険の被保険者資格は、C社での昭和58年7月1日から59年5月5日までの期間と、B社での62年3月1日から現在までの期間の記録となっており、申立期間①及び②に係る被保険者記録が無い。

B社の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」（昭和62年3月25日付け）では、「資格取得（採用）年月日」欄に「昭和55年6月16日」と記入されていることから、その日から継続して健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは明白なので、被保険者記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

B社の商業登記簿によると、会社設立時の昭和55年6月16日から申立人がB社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和62年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、適用事業所名簿によると、B社の適用年月日はオンライン記録と一致しており、事業所記号及び事業所番号もそれぞれ届出順に記録され、不自然さは見当たらない。

さらに、B社が社会保険料を口座振替により納付していた口座からは、厚生年金保険の新規適用事業所となった最初の保険料（昭和62年3月分）が昭和62年4月30日に引き落とされていることが確認できるが、それ以前の社会保険料引き落としについては確認できない。また、同社の代表取締役が申し出た

別の金融機関の口座については、同金融機関から銀行業務を引き継いだ金融機関は、62年2月以前については調査できない旨の回答があり、社会保険料引き落としについて確認できない。

なお、申立人は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」（昭和62年3月25日付け）の被保険者資格取得年月日を会社設立年月日の昭和55年6月16日と記載し、確認を受けているので、その日から健康保険及び厚生年金保険に加入していることは明白であると申し立てている。しかし、社会保険事務所が、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」の資格取得年月日の「55年6月16日」を訂正消去せず、その上部に62年3月1日と日付を押印して資格取得年月日として通知していることが確認できるものの、上記の事情を踏まえると、このことをもって、申立人が55年6月から厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたとしようかええない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 50 年 10 月まで

私は、昭和 49 年 5 月から 50 年 10 月までの間、A 社 B 事業所の下請業者であった C 社 D 事業所（現在は、E 社 F 事業所）の下請けに「G」で始まる名称の事業所があり、さらにその下請けであった H 事業所に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述内容から、期間は特定できないものの、申立人が A 社 B 事業所構内で勤務していたことは推認できる。

一方、申立人は、勤務先事業所名について「A 社 B 事業所の下請業者であった C 社 D 事業所の下請けに『G』で始まる名称の事業所があり、さらにその下請けであった H 事業所で勤務していた。」と供述しているところ、日本年金機構から提出を受けた「I」及び「J」で始まる K 市町村内の厚生年金保険適用事業所名簿によると「H 事業所」の名称の事業所は見当たらない。

また、L 公共職業安定所は、「H 事業所」の名称の雇用保険適用事業所の記録は確認できないと回答しており、申立人の申立期間における雇用保険被保険者記録も確認できないほか、K 市町村内で「H 事業所」が商業登記された記録も確認できない。

さらに、E 社 F 事業所は、「『H 事業所』という名称の下請業者がいたか否かは分からない。」「『G』で始まる名称の業者についても申立期間内には見当たらない。」と回答している上、申立人は、H 事業所における当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人が勤務していたと申し立てている「H 事業所」について、その所在が確認できない。

加えて、申立期間において厚生年金保険適用事業所であったことが確認でき、M 都道府県外に所在する「H 事業所」を含む名称の事業所全てを対象に、被保険者氏名を確認しても申立人の氏名は見当たらないほか、申立期間当時の C 社 D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても申立人の氏名

は確認できず、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月12日から43年4月まで

私は、昭和42年6月から43年4月までA事業所で勤務し、寒い時期に朝早く出勤したことも記憶しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、42年10月12日に当該事業所での厚生年金保険被保険者の資格を喪失したこととされている。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年6月から43年4月までの期間について、A事業所で勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚5人のうち、4人は、既に死亡又は連絡先が不明であり、連絡先の確認できた1人に対し照会を行ったものの、回答は得られなかった。

また、A事業所の当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主の妻は、「A事業所は解散しており、当時の資料も無い。申立人については記憶しているが、勤務していた期間については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人は、「寒い時期に朝早く出勤したことを記憶している。」と供述していることから、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していた可能性は否定できないが、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和42年10月12日に同被保険者資格を喪失したことに伴い、社会保険事務所に対し、同年12月7日に健康保険証が返納されたことを示す記載が確認できるところ、同年10月に同被保険者資格を喪失している同僚に係る同被保険者原票によると、申立人と同日（昭和42年12月7日）に健康保険証が返納されたことを示す記載が確認できることから、申立人の当該事

業所における同被保険者資格の喪失に係る一連の事務処理に不自然さはないか
がえない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に
ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、A事業所で、従業員として1年間勤務していたが、同事業所における厚生年金保険の記録が無い。

申立事業所の後に就職した事業所の給与所得の源泉徴収票によると、申立事業所に勤務していたことが記載されており、私は、申立事業所において、厚生年金保険に加入していたことを記憶しているので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所を退職後に勤務したB事業所発行の申立人に係る「昭和 55 年分給与所得の源泉徴収票」及び同僚の供述から、申立人が、申立期間において、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時のA事業所の事業主は、「当時、私は、社会保険についての知識が無かったため、事業所は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している上、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶している同僚についても、A事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の源泉徴収票の摘要欄には、A事業所における給与支払額及び源泉徴収税額の記載が確認できるものの、給与から厚生年金保険料が控除されたことを示す社会保険料の金額についての記載は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。